

高齢者の雇用促進に向けて

～ 日本の人口の推計 ～

- 日本の人口は近年横ばいであり、人口減少の局面を迎えています。
- 2060年には総人口が9,000万人を割り込み、65歳以上人口の割合「高齢化率」は、全人口の40%に近い水準になると推計されています。
- それに伴い、生産年齢人口割合も約50%まで下がると予想され、労働力人口の減少は避けられないと考えられます。

なぜ、年齢にかかわらず高齢者を雇用することが重要？

- 2014年の就業者数（実数）と比較して、経済成長と労働参加が適切に進まないケースで推計すると、2030年までに就業者数が約790万人減少する見込みです。
(60歳以上の就業者についても、約105万人減少。)
- 少子高齢化が急速に進展する中、新卒者など若年就業者の採用が難しくなり、人材の確保および成長力の確保が課題に。

そのため

豊富な経験や知識を有する高齢者が、意欲のある限り年齢にかかわらず働くことができる社会の実現が重要です。

企業における雇用制度の状況

- 高年齢者雇用安定法による高年齢者雇用確保措置については、その多くが継続雇用制度の導入によるものであり、65歳までの定年引上げ、または定年制の廃止による措置を講じている企業は20%に達していない状況です。
- 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は約80%ですが、そのうち、多くの企業が65歳までの雇用確保措置にとどまっています。

そのため

65歳以降への定年延長や継続雇用制度の導入によって、従業員の方が安心して働くことができるよう、社内制度を整備し、高齢者を活用いただくことが重要です。

65歳以上の定年引上げや継続雇用制度の導入を検討している事業主の皆さまへ

「65歳超雇用推進助成金」のご案内

概要

「65歳超雇用推進助成金」は、高齢者の雇用促進を目的として、65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して行う助成制度です。

支給額

定年引上げ等の措置の内容に応じて、下表の金額を支給します。

65歳への定年引上げ	66歳以上への定年引上げまたは、定年の定め廃止	希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入	
		66歳～69歳	70歳以上
100万円	120万円	60万円	80万円

※定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、支給額は定年引上げを実施した際の額となります。

主な支給要件

- 制度を規定した際に経費を要した事業主であること。
- 制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主であること。
- 制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条または第9条の規定に違反していないこと。
- 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者（※）が1人以上いること。

（※）短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

※上記の他にも支給要件があります。

受給手続きの流れ



- この助成金は、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 宮崎支部 高齢・障害業務課にて、支給申請の受理、支給申請にあたってのご相談などへの対応を行っています。
【お問い合わせ先】 TEL: 0985-51-1556